

碧南市教育委員会 3月定例会議事日程表

令和3年3月19日（金）

午後2時～

市役所 7階 第1委員会室

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

ア 碧南市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について (資料1)

イ 碧南市教育委員会職員服務規程の一部改正について (資料2)

ウ 碧南市教育委員会会議規則等の一部改正について (資料3)

エ 令和3年度職員の人事異動について (当日資料)

(2) その他

ア 各課報告

イ 4月定例会 4月15日（木）午後2時より 碧南市役所6階 第2委員会室

5 閉会の辞

資料 1

協議事項ア 碧南市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

行政組織の見直しにより生涯学習課と文化創造課を統合するため、規則の一部を改正する。

2 改正の概要

課名等の改正（第3条、第4条、別表第1及び別表第2関係）

生涯学習課と文化創造課を統合することに伴い、関連する表を改める。

3 施行年月日

令和3年4月1日

資料 1

碧南市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 号

碧南市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

碧南市教育委員会事務局等処務規則（平成 4 年碧南市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表文化創造課の項を削る。

第 4 条の表中

「

| | |
|---------|-------|
| 公民館 | 生涯学習課 |
| 文化会館 | |
| 芸術文化ホール | 文化創造課 |
| 市民図書館 | |
| 南部市民プラザ | |

を

」

「

| | |
|---------|-------|
| 公民館 | 生涯学習課 |
| 文化会館 | |
| 芸術文化ホール | |
| 市民図書館 | |
| 南部市民プラザ | |

に改める。

」

別表第 1 中

「

| | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 生涯学習課 | 生涯学習係 | (1) 社会教育の奨励に関すること。 |
| | | (2) 生涯学習に関すること。 |
| | | (3) 音楽、美術、演劇その他の芸術の振興に関すること。 |
| | | (4) 出前講座に関すること。 |
| | | (5) 公民館との連絡調整に関すること。 |
| | | (6) 文化会館に関すること。 |

を

| | | |
|-------|-----|--------------------------|
| | | (7) 青少年教育に関すること。 |
| | | (8) 女性教育に関すること。 |
| | | (9) 青少年の健全育成に関すること。 |
| 文化創造課 | 庶務係 | (1) 文化創造に関すること。 |
| | | (2) 芸術文化ホールに関すること。 |
| | | (3) 市民図書館との連絡調整に関すること。 |
| | | (4) 南部市民プラザとの連絡調整に関すること。 |

| | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 生涯学習課 | 生涯学習係 | (1) 社会教育の奨励に関すること。 |
| | | (2) 生涯学習に関すること。 |
| | | (3) 音楽、美術、演劇その他の芸術の振興に関すること。 |
| | | (4) 出前講座に関すること。 |
| | | (5) 公民館との連絡調整に関すること。 |
| | | (6) 文化会館に関すること。 |
| | | (7) 青少年教育に関すること。 |
| | | (8) 女性教育に関すること。 |
| | | (9) 青少年の健全育成に関すること。 |
| | | (10) 文化創造に関すること。 |
| | | (11) 芸術文化ホールに関すること。 |
| | | (12) 市民図書館との連絡調整に関すること。 |
| | | (13) 南部市民プラザとの連絡調整に関すること。 |

に改める。

別表第2文化創造課の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

協議事項イ 碧南市教育委員会職員服務規程の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

行政組織の見直しにより生涯学習課と文化創造課を統合するため、訓令の一部を改正する。

2 改正の概要

課名の削除（第 3 条関係）

文化創造課を削除する。

3 施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日

碧南市教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般

碧南市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

碧南市教育委員会職員服務規程（平成 5 年碧南市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、文化創造課」を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項ウ 碧南市教育委員会会議規則等の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

総務省による地方公共団体における書面規制、押印及び対面規制の見直しの要請に伴い、市民等の押印を求める行政手続の見直しを行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の概要

市民等の押印を求める行政手続の見直し（第1条～第4条関係）

次に掲げる規則中の押印を求める行政手続の規定について、押印を不要とする規定に整理する。

- (1) 碧南市教育委員会会議規則（平成3年碧南市教育委員会規則第2号）
- (2) 碧南市教育委員会聴聞手続規則（平成11年碧南市教育委員会規則第3号）
- (3) 碧南市まなびさぼーと資金支給に関する条例施行規則（平成15年碧南市教育委員会規則第1号）
- (4) 碧南市文化財保護条例施行規則（平成4年碧南市教育委員会規則第4号）

3 施行年月日

令和3年4月1日

碧南市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 号

碧南市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(碧南市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 碧南市教育委員会会議規則（平成 3 年碧南市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「記し、押印の上、」を「記載し、これを」に改める。

(碧南市教育委員会聴聞手続規則の一部改正)

第 2 条 碧南市教育委員会聴聞手続規則（平成 1 1 年碧南市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

様式第 2 号から様式第 5 号までの規定中「印」を削る。

(碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例施行規則（平成 1 5 年碧南市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(碧南市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 4 条 碧南市文化財保護条例施行規則（平成 4 年碧南市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 6 号から様式第 1 3 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。